

参考資料に対する意見は受け付けておりません。

総合計画の概要について

■総合計画とは

○総合計画は、本市の将来を見通した総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本方針となるもので、本市の最上位計画に位置付けられています。

【現在の計画】

○本市では、平成29年度を初年度とする計画期間10年の「第2次筑西市総合計画」に基づいて、まちづくりを推進しています。令和3年度で前期基本計画が満了し、現在は、令和8年度までの後期基本計画の計画期間の途中となります。

| 第2次総合計画 | | | | | | | | | | 第3次総合計画 | | |
|------------|-----|--------|----|----|------------|----|----|----|----|---------|-----|-----|
| H29 | H30 | H31・R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 基本構想（10年） | | | | | | | | | | 基本構想 | | |
| 前期基本計画（5年） | | | | | 後期基本計画（5年） | | | | | 前期基本計画 | | |
| | | | | | | | | | | | | |

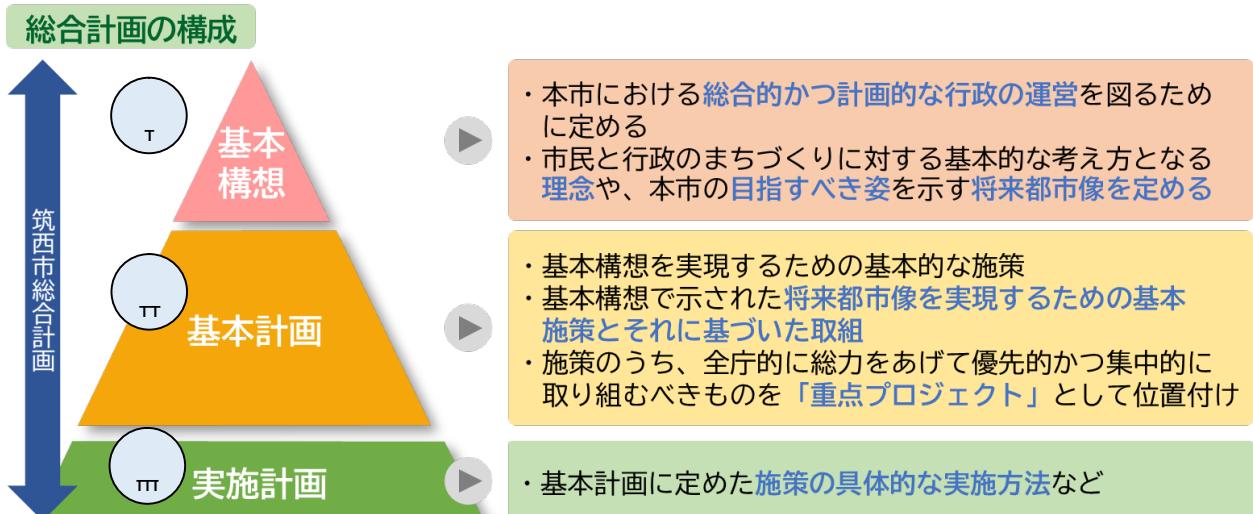
【これまでの計画、今後の予定】

○これまでの計画と今後の予定は以下のとおりとなります。

- ・第1次筑西市総合計画（H19～H28） 平成19年3月策定
- ・第2次筑西市総合計画（H29～R8） 平成29年3月策定
- ・第3次筑西市総合計画（R9～） 令和9年3月策定（予定）

【計画の構成】

○現在の「第2次筑西市総合計画」は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層構造となっています。



【I. 基本構想】

○本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める構想で、まちづくりに対する基本的な考え方となる理念や、これに基づく本市の目指すべき姿を示す将来都市像を定めるものです。

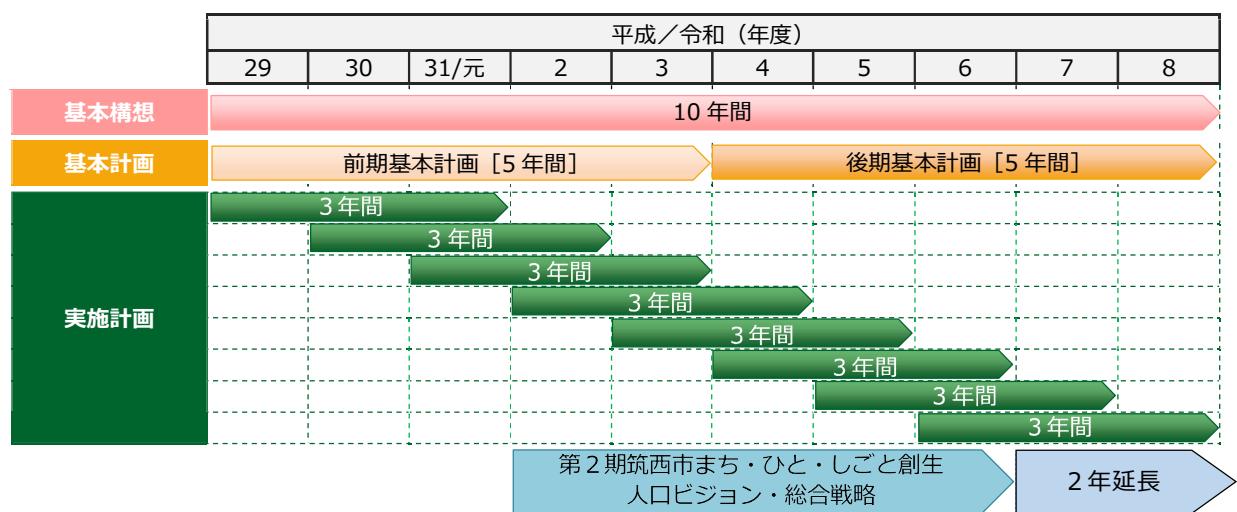
| | |
|---------------------|--|
| 第1次筑西市総合計画 将来都市像 | 人と自然 安心して暮らせる 共生文化都市 —市民との協働で進める筑西市の創造— |
| 第2次筑西市総合計画 将来都市像 | あらゆる世代が安心して暮らせる元気都市 筑西 ～若者よ 筑西に～ |

【II. 基本計画】

○基本構想を実現するため、各分野の現況や課題、施策の基本方針を体系化して、具体的に示すものであり、計画期間の前期と後期に分けて策定しています。

【III. 実施計画】

○基本計画に定めたそれぞれの施策の具体的な実施方法を示すものです。



基本構想：10年間 基本計画：5年間（前期・後期） 実施計画：3年間（毎年度見直しを行うローリング方式）